

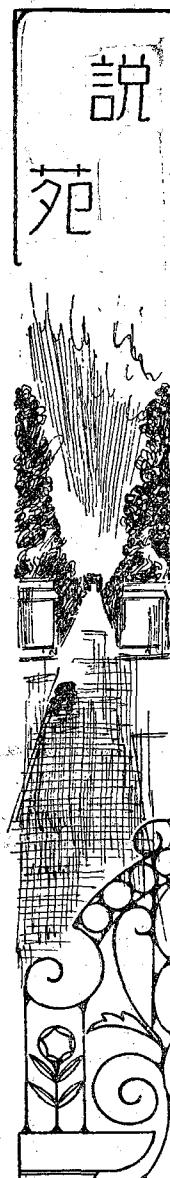
國家總動員準備に就いて

内務省に於ては現国情に鑑みて「國家總動員の準備」に關し次の如き意思の公表をなされた、之れは昭和十二年五月二十七日付内閣訓令第二號に基きたるもので資源局發表の國家總動員準備の概要と關聯したものと思はる、國民一般了知しなければならないことである、路政關係者も勿論此事に關して明確な認識をもたなければならぬ。

◎内閣訓令第二號

各官廳

現下内外世局ノ促ガス所、内ハ庶政ヲ一新シ、外ハ非常ノ變ニ備ヘ、以テ帝國存榮ノ基礎ヲ鞏ウシ當ニ舉國躍進ヲ



期スベキノ機運ニ際會ス。若シ夫レ一朝有事ニ對スルノ備ヘニ至ツテハ、必ラズヤ軍備ノ充實ト相待チ、廣ク各般ノ人的及物的資源ヲ統制運用シテ、國力全般ノ最高發揮ヲ期スルノ總動員準備ニ遺算ナキヲ要スルハ、既往ノ經驗ニ稽ヘ、之ヲ近代國防ノ意義ニ察シ、寔ニ明白ナル所ナリ。

惟フニ國家總動員準備ノ要ハ、汎ク人的及物的資源ニ關シテ、正確精新ナル調査ニ基キ綿密周到ナル計畫ヲ樹立スルト共ニ、其ノ總動員上ノ要請ヲ平時ノ施設ニ調和綜合シテ、資源ノ圓滿ナル育成開發ヲ圖ルニ存ス。即チ民力ヲ涵養シ、國力ノ綜合的充實ヲ期スルハ、一般施設ノ要諦タル

ト共ニ、資源ノ海外ニ依存スルコト大ナル我邦ノ現状ニ鑑ミ、特ニ必須ノ要件ナリトス。

是ノ故ニ、職ヲ官ニ奉ズル者ハ、深ク思ヲ日新ノ時局ニ致シ、職司各々異ル所アリト雖モ、苟モ此ノ見地ヨリスルニ合致セシムルノ用意アルヲ念トシ、協力一致、齊シク處務ノ核心ニ着眼シ、本末輕重ヲ分チ先後緩急ヲ制シテ、皆能ク時世ノ要請ニ適應セシメンコトヲ望ム。

昭和十二年五月二十七日

内閣總理大臣 林 銳十郎

國家總動員準備と内務省

國家總動員と謂ふ觀念は決して事新しきものではなく、その由來は彼の世界大戰に發するのである。交戰各國は當初之が十分なる認識なくして參戰したのであつたが、戰爭の経過に伴ひ、巨大なる軍需は其の供給圓滑を缺き民需は其の充足困難を來す等幾多の苦き經驗を嘗めたのであつ

て、其の失敗に鑑み將來戰に於ては、國家の全力を國防力として最も有效に最も敏速に發揮せしむる必要あること、其の爲には平時から其の綜合的準備が整へられてあらねばならぬと言ふことを特に認識したのである。爾來之が準備は各國に於て深く意を用ひ來つた所であるが、我國に於ても、此の點に鑑み、夙に大正七年軍需工業動員法令の制定を見、之に關聯して内閣に軍需局を設置して總動員の準備に當らしめ、其の後幾多の變遷を經て現在の資源局に至つたのである。

現代世界に於て戰爭の脅威が嚴然たる事實として存在する以上、國家が明日の對戰準備に至大の考慮を拂ふことは當然のことである。特に非常の世局に處して愈々國基を鞏うし國運の進展を期すべき我國に於ては、其の必要の緊切なることを痛感するのであり、五月二十七日付内閣訓令第二號に於て「若シ夫レ一朝有事ニ對スルノ備ニ至ツテハ、必ズヤ軍備ノ充實ト相待チ、廣ク各般ノ人的及物的資源ヲ統制運用シテ、國力全般ノ最高發揮ヲ期スルノ總動員準備

ニ遺漏ナキヲ要スルハ、之ヲ既往ノ経験ニ稽ヘ、之ヲ近代國防ノ意義ニ察シ、寔ニ明白ナル所ナリ」と訓令されたる所である。

茲に總動員準備に関する概要を述べ執務の参考に資することにする。

第一 國家總動員の概念

一、國家總動員の意義

國家總動員とは、有事に際し國防上國の全力を最も有效に發揮せしむる爲め、人的及物的、有形無形一切の資源の體用を平時狀態より非常時狀態に移すことである。

「有事に際し」とは、戰時若は事變の場合又は政府に於て戰爭若は事變の切迫せるものと認めたる場合を謂ひ、「國の全力」とは、國家の依つて以て存立するところの物心兩方面の綜合渾一せる力の謂ひである。而して有事に於ける國防力は、この綜合渾一せる國力を意味する。凡そ國力の要素たり源泉たるものと「資源」と稱し、分つて人的資源と物的資源に大別するのであるが、なほ資源

には其の何れにも屬せず又は其の兩者の混合とも言ふべき制度、組織、歴史等も考へ得るのであつて、獨り有形のものに限らず無形のものに及ぶのである。而して「人

的資源」とは、個人及び團體の勞力、知能、精神等苟もその屬性にして一國存榮の根柢を成すものを謂ひ、「物的資源」とは、各般の物資、工場及事業場、運輸、通信其の他の諸施設、財力等依つて以て國力の要素なる事物を謂ふのである。「資源の體用」とは資源の本體及其作用の意であり、「平時狀態より非常時狀態に移す」とは、一切の資源の平時體用を戰時體用に轉移すること即ち有事の際に於ける國防目的の達成の爲に統制運用することである。資源の體用を調整改廢し或は指導振作し或は育生開發し或は編成利用管理する事である。

要之するに國家總動員とは、有事に際し國力の要素たる人的、物的一切の資源の本體及其の作用を、國防目的の達成の爲國力の最も有效なる發揮を得る様統制運用することに外ならない。

一、國家總動員の性質

國家總動員は、近代に於ける國力戰に對する綜合的國防である。

近代に於ける戰爭狀態は、單なる兵力乃至用兵のみによる兵力戰から、科學的に整備せられたる兵器戰へ移つたと共に國民の全精神力を盡しての思想戰へ、更に國家資源の全能を擧げての軍需戰、國力戰へと發展したのである。即ち近代の戰爭は軍力對軍力の戰ではなくして國力對國力の戰として考察せられねばならない。

蓋し近代に於ける戰争に於ては、龐大なる動員兵力の充員及徹底的に科學化せる軍事裝備に對しては固よりであるが、之を補充し且つ之を整備するところの銃後に於ける巨大なる各般の軍需品の充足、一般國民生活の安定、國內治安の維持、財政金融の確保、國民精神の振作等々國家の一切の人的及物的資源の全知全能を綜合發揮して之に當らなければ交戰終局の目的は到底貫徹し得ないからである。このことは世界大戰に於て交戰國が、何れも

この意味に於ての焦慮と絶大なる努力の傾倒の裡に終始したことにして極めて明白であつて、近代戰が國力を擧げての戰に迄發展せることを如實に示すものに外ならぬ。

斯の如く近代に於ける戰争が國力戰となれる今日、國防觀念も亦變革を受け、近代國防は、最早や單に軍事關係のみに止まるべきでなく、綜合的な國防力の充實を目指とするに至つた。即ち戰時に於ける銃後の防衛を前線に於ける軍事的防衛と平行して實現すべきこと換言すれば所謂「國內戰線」も亦「戰争を左右する決定的のものなり」として近代國防を認識せんとするのである。而してそれは眞に國社會全體の大業であり、國家の全効國民の全般を擧げて參加寄與せしめねば止まない。即ち凡そ國力の要素たり源泉たる全資源を、その組織及び體形にて、將又その作用に於て戰時狀態に轉移し以て國力の最高發揮を行はんとするのである。國家總動員の謂ひは實に茲に存するのであつて、或は「國防普遍化」、「國防の

「國民化」、「國家の總編成及其の活動」として、今日に於ける國防觀念の本質を爲すものである。

三、國家總動員準備

國家總動員の範圍は、頗る廣汎多岐であつて、關係するところ殆んど國政の總ての部面に亘るものである。從つて之が遗漏なき用意を整へ有事に際し整然たる運営を爲すが爲には、平時より戰爭に關する一切の要素たるものとの調查と萬端の計畫施設の準備が行はれねばならない。

然らざれば國家總動員の如き廣汎なる有機的活動は、到底所期の目的を達成し得ないことは明かである。茲に總動員準備の必要なる所以が認められるのである。
殊に我が國の如く重要な軍需資源に於て、未だ其の供給十分ならざる國に於て最小限の兵力を開戦と共に神速に擴充して以て速戰即決の理想達成し且又永年に亘る近代戰として要請する多大の兵力を充員し多量の軍需品を供給し他面國民生活を維持して飽く迄最後の勝利を得る爲には、一に總動員準備の完成に俟つと謂ふ外はないの

であつて、若し之が準備にして不完全なるときは、折角精銳なる國軍の威力も之を十分に發揮し得ざるは勿論戰勝の目的を達すること蓋し至難となるのである。

四、國家總動員準備と平時國策との關係

國家總動員準備の必要は、戰時を目途として提倡せらるべきものであるが、今や平時に於ても國力を増進するの見地に於て國家に大なる寄與を爲す所以が認識せらるべきに至つた。

蓋し資源調査の完備は、各般の政策をして正確なる數字の上に立脚する事を得しむると共に、計畫の樹立、施設の進捗に伴ひては、不足資源の供給確保其の他各般の資源の育成開發を促し、發明研究の氣運を助長し延いて巨額に亘る軍需品の死藏を節約し更に非常經濟の對策を講ぜしむる等平時より國家の經濟的發展に貢獻するのみならず、國家總動員意識が與ふる國防の認識と精神動員準備の爲に起さるべき國民精神作興運動等は我國思想上に著大なる精神的寄與を爲すのである。これ等のことは、

國家總動員準備が一面國防上の施設たると共に他面國政進展の根基とも成るものであること即ち國防施設との間には階調の存在するものであることを知らしむるのである。

此の故に、寧ろ其の目的達成の全を期するが爲に、國家總動員準備の必要は、平時政策を戰時の目的に適應せしめることを重要な問題として要請するのである。此の地上から戰争の脅威が消滅するに至る迄は、國家活動は宜しく對戰準備と云ふ見地からも充分考察せらるべきことは蓋し止むを得ざることである。文教、商工農政策、社會勞働行政、國民保健行政、港灣、道路其の他海陸輸送施設、都市計畫、市街地建築物、治安組織、消防組織各種工場及倉庫の位置、病院、水道等總て右の見地から考慮せられねばならないのであつて、單に舊來の指標たる富の増加、平時生活の快適と謂ふ如き方面からのみ取扱ふべきではない。而して斯る對戰準備としての要請は假令目前の民福増進に相杆格することなきを保し得ない

場合ありとしても、それは容認せられねばならないことであると共に兩者の間は窮屈に於ては綜合的に調和を保持し得るものであることを認識しなければならない。

斯くて國家總動員準備は、五月二十七日付内閣訓令第二號に於て「汎ク人的及物的資源ニ關シテ、正確精新ナル調査ニ基キ綿密周到ナル計畫ヲ樹立スルト共ニ、其ノ總動員上ノ要請ヲ平時ノ施設ニ調和綜合シテ、資源ノ圓滿ナル育成ヲ圖ルニ存ス」と訓令されたるところである。要之するに近代國家に在りては、對戰準備が必要缺くべからざる事實として要請さるゝこと、「今日爲すべき對戰準備は平時にはよりよき國家たらしめる」こと而してそれは戰爭防止の結果をも招來するものなること等を認識して平時より國力涵養を第一義とし、有事に際する國力の最高發揮を遺憾ながらしむることに躊躇するところがあつてはならない。

第二 國家總動員の内容

國家總動員はその包括するところ國政の總ての部面に亘

るのであるが、我國國家總動員計畫の特色を若干加味し且つ列國此の種計畫に於て其の軌を一にする原則的事項を例示すれば、精神動員、人員動員、產業動員、財政動員、交通動員、科學動員である。

一、精神動員

國力戰に迄發展し來れる現代の戰争に於ては、國民の戰意如何が戰爭の勝敗の數を決定するに重大なる意義を有するのである。近時喧しく論ぜられる思想戰は實に此處に其の著想を發するものである。而してそれは國民精神の確立敵國の宣傳防止及國民生活の安定等の方策に依つて、物心一如の日本精神的團結を實現し思想國防を形成せんとするに在る。

イ、國體に基く指導精神の作興及その確立

萬邦無比の國體を戴く日本精神を以て國民の誇とし、

國論を統一し國民精神力を確保し以て思想國防の目的達成の爲必要なる總ての處置を講ずるのである。例之教育機關の刷新革正、全教化團體の糾合指導、共產主

義其の他邪惡過激思想の說得彈壓等である。

ロ、敵國宣傳防止

國境を越ゆる「ラヂオ」又は航空機「ビラ」等を以てする敵國の我國出征軍及銃後の國民に向つて行はれる方策に對し、斷乎之を排撃すると共に國民の眩惑防止又は國民戰意の喪失防止等の方法を講ずる。

ハ、國民生活の安定

精神動員の效果を發揮するには國民生活の安定を圖ることの必要なることは言ふ迄もない。特に戰時は衣食住の逼迫と空襲其の他武力に依る直接間接の脅威とに依つて、國民生活は有形無形に脅かされるを以て食糧配給、國民保健等の總動員施設と相俟て國民に安心を與へつつ精神の作興を行ふ。

二、人員動員

戰時に於ける人員は、所要兵員の外軍需工業、運輸、通信、警備其の他總動員の執行並に國民生活維持等の爲莫大なる人員を要求するのであつて、之が徵用、配當等に

就て平時より精細なる計畫を準備せられねばならない。

イ、徵募統制

健康なる男子は勿論老幼婦女廢疾者に至る迄、適材適所で凡て國務に從ふ建前を以て、其の募集徵用並に努力統制の爲、全國に亘り大規模の徵募機關を確立する。

工場労務者等は、戰時急速に養成に努める外、更に國家の必要に際しては、軍需工業動員法に依り、兵役關

係の有無に係らず何人でも、軍事輸送機關並に政府の

管理工場又は工廠等で軍需品の生産、修理等に強制從事せしめる。

ロ、勤勞精神と負擔の均衡

全國民に勤勞報國の精神を喚起し自ら進んで必須事業に、從事せしむると共に此等業務の難易に應じて其の負擔報酬に均衡を保持せしめ以て衆心一致の國防觀を強化する。彼の戰場に出でて生死の巷を馳驅する者をして後顧の憂なからしめる様、後に残つた家族、遺族の生活に困難ながらしめる様考慮することは勿論であ

る。

ハ、總動員警備

電力、工場及事業場、運輸、通信等の施設を護り一般治安の維持に努め尙ほ軍機保護及び諜報防止等の對策を講ずる爲、軍の警備を核心として全國警察力の擴充力を主體とし、關係機關及び諸團體を糾合する警備計畫を樹立する。

三、產業動員

戰時產業は、軍需優先を第一義とし國民生活の確保を第二義として、必要的統制を加ふるを本旨とする。而して平戰兩時の轉移が整然と行はれなかつたならば、經濟恐慌の波紋を擴大し供給を圓滑ならしむることを得ずして戰争遂行を破壊するのである。故に平時より戰時經濟の根基を確立し平戰時の産業政策を調和して、戰時に於ける軍民の需用を満足せしむべき準備を完成して置かねばならない。

イ、工、礦業物資の生産、配給

1 生産、配給一般

工、礦業特に軍需工業の全力を擧げ開戦時必要な陸海軍の需要を即時に満足せしめ次で長期戦に對する爲極力生産力を増大し且つ優先順位を定め配給組織及び輸送を統制する。又勞力及び原料品を國防上不必要な物資の生産から有用物資の生産に轉換する様統制する。

2 工場事業場勤員

政府は必要に應じ工場及び事業場を管理又は收用し更に其の新設擴張又は產業系統の確立、企業の合理化等を行ふ。

3 不足重要物資の補填

我國は石油其の他重要物資は、開發未だ不充分にして不足せる實情である。此等不足物資に付ては、戰時一層消費節約、回収（廢品利用）等の手段を講ずるは勿論其の開發又は代用品の研究に萬遺憾なきを期すると共に生ゴム或は石油の如く我勢力圈内に於

て如何にするも尙ほ質或は量に於て需要を充足し得ざるのは、平時保有又は代用の途を講じ尙ほ且つ不足するものは已もを得ず此を輸入に俟つのであつて、戰時に於ける之が輸入の方策を確立すると共に平時貿易の對象選定に就きても考慮を拂ふ。

ロ、食糧の生産配給

主要食糧の生産維持の方策を講じ且つ其の節約と代用品の利用を奨励するの外他面食糧節約に關聯し其の配給の適正圓滑を期す。

ハ、貿易統制

總勤員上必要なる物資の輸入に付ては、政府又は政府の直接統制下に極力輸入を圖ると共に之が輸出制限又は禁止を實施する平時の主要輸出品は差支なき限り之が輸出を獎勵し、輸入品代價の決済に充つ。

ニ、損害補填

工場管理等戰爭に基因する國民の損害は之を補償し又は救濟するの處置を講ずる。

四、財政動員

近代國力戰に於ける戰費は、世界大戰に於ける實績に徴しても莫大なる額に達し、我國に於ても既往の戰爭に於けるが如き小額の戰費に止まり得ざることは明瞭であつて、之が調達に就て十分なる研究と準備とが必要である。

イ、戰費財源の調達

莫大なる可き戰費の財源は、之を何所に求む可きやと云ふに、租稅の増徵、公債の増發、凡ゆる手段に依らなければならぬ。尙ほ國防獻金は國民の士氣振興上効果大であると共に貴重な戰費財源である。而して租稅増徵及び官業に依る增收は、財政的には極めて堅實なる戰費調達の手段であるが、之に依つて多額を望むことは出來ない。從つて戰費の大部分は、止むなく公債の増發に依つて調達されるに至るのが自然であるが、此の場合には公債の消化に對して萬般の手段を講ずることが最も肝要である。

ロ、物價統制

物貨の賣惜、買占を禁止し暴利を取締り且つ市場價額、賃銀、料金及び運賃等の標準を制定し他方配給組織の改善と相俟て物價を統制する。

五、交通動員

イ、運輸動員

先づ陸海軍作戦上の輸送を完うせしめ、更に諸物資の輸送系統を考慮して國內全輸送機關の全能力を發揮する様に統制する。之が爲陸上運輸に於ては鐵道全幹線の能率的管制、交叉輸送防止、小運送との聯絡改善、自動車道路の整備等、海上運輸に於ては極力船腹取得の增加配船の統制、港灣施設の全能力發揮、等の處置を講じ以て海陸輸送の聯絡を萬全ならしむ。

ロ、通信動員

電信、電話、放送無線電話等の施設を擴充し、其の優先使用等適切なる方法を講ずる

六、科學動員

全國の科學研究機關及び科學者等を動員して、鐵其の他

鑛石の貧礦處理、石炭油化、合成ゴム、人造羊毛等國內不足重要資源を補填し又は代用する爲發明研究に努力する。

第三 帝國の總動員準備施設

一、總動員準備機關

總動員準備機關は、中央機關及び地方機關に大別され、中央機關は統轄事務機關、諮詢機關及び執行機關の三つから成つてゐる。

イ、中央機關

1 統轄事務機關（資源局）

中央に於ける總動員業務の連絡統一に任せしむる事務機關として昭和二年五月内閣の外局として、資源局を設けられてゐる。

該局には専任職員の外兼任として關係各廳勅任官（局長級）を參與に、同高等官を事務官に命ぜられ、

人的及び物的資源の統制運用計畫及び之に伴ふ必要、な調査及び施設に關する事項の統轄事務に服し、且

此の統轄の爲に必要な事項の執行の事務を爲してゐる。

2 諮詢機關（資源審議會）

内閣總理大臣の諮詢機關として資源審議會が昭和二年七月設置された。該審議會に於ては、人的及び物的資源の統制運用計畫並に其の設定及び遂行に必要な調査及び施設に關する主要の事項を調査審議し、又之に關して建議せしむるのであつて、舉國一致の實を全うし衆智を集むる趣旨に基き、其の總裁は總理大臣、副總裁は二名として現に海軍大臣と商工大臣とが之に當り、委員は三十五人以内であつて關係各廳の勅任官（次官級）貴衆兩院議員、實業家其の他識者中から任命せられて居る。

3 執行機關

事務の執行は原則として當該資源の關係廳が之に任するのである。即ち平時管掌事項に基いて國としての總動員執行事務を擔任する。唯何れの廳にも分掌

せしめ難い事項及び資源局に於て特に執行するを有利とする事項に限つて資源局が之れに當つてゐる。

而して各廳は從來專任職員を有せずして業務を處理し來つたのであるが、昭和十一年及び十二年度豫算を以て專任事務官其の他關係職員の設置を見るに至つた。

内務省に於ける總動員準備事務は大臣官房文書課に統轄事務を管掌せしめ専任事務官一名、屬四名、雇五名を配置してゐる。これは内務省總動員準備事務

はその性質上單に一局課の立場に於てのみ處理すべきではなく、出來得る限り全般的立場から問題を處理することが緊要であり且つ又何れの局課の所管にも屬せず又屬せしむるを不適當と認めらるゝ事項の處理に當らしむるが爲である。然しながら各局課所管事項は夫々各關係局課で執行の任に當つてゐる。而して關係各課では事務擔任高等官が指定され、その遂行を圖ると共に文書課との連絡協調に遺憾なき

を期してゐる。

二、地方機關

地方機關は差當り各廳に隸する現在地方機關を以て之に充て、現在職員を以て業務を處理しつゝあるものであるが、施設計畫の進捗に伴ひ將來増員を行ひ、若は特に地方機關を新設せられなければならないであらう。

尙ほ廳府縣に於ける總動員準備事務は總務部長之が統轄事務を管掌してゐる。

三、法令

大正七年公布せられたる軍需工業動員法は、主として軍需品の調査、取得及軍需品工場、事業場の管理、使用、收用並に軍事輸送機關又は政府の管理する工場、事業場に對する全國民の強制徵集等を規定してゐるのであるが本法は其の範圍を軍需工業動員に限定し且つ内容が甚しく不備である爲之を總動員の全般に亘る基礎法規として見る場合に於ては頗る不完全なるを以て何れ總動員法の制定等を必要とするであらう。

資源局の設置を見るや、軍需調査令の不足不備を補ふ爲

に、資源調査に關して資源調査法が立案せられ、昭和四年四月十二日之が公布を見、次で之が施行に關し資源調査令外三件の勅令及び資源調査令別表に基く指定に關する内閣告示の制定を見現在に及んでゐる。關係各廳は之に基き省令規則其の他を制定した。斯くして今日資源調査制度の體系は略々整備の域に達してゐる。

内務省に於ては資源調査法及び同施行令に基き、内務省

港灣資源調査規則を制定した外更に内務報告例の改正が行はれた。なほ内務省總動員關係軍機文書及び機密文書取扱規程及び内務省總動員計畫設定處務規程も制定された。斯くして逐次總動員準備事務の體系の整備が進められてゐる。

第四 國家總動員準備事務の內容

國家總動員準備の事務は、總動員準備に關する各資源の調査及び總動員上必要なる各事項に亘る計畫の設定並にそれに伴ひ必要とする資源の保育其の他の施設に大別され

る。

一、資源の調査は戦争に必要なる人的及び物的資源に付そる現況特に物資の需給及びその生産能力等に關する正確詳密且つ精新なる資料を整備し國民生活必要額、戰時供給力、戰時需要額等に付精査が行はれ、以て計畫及び施設に對して總て正確なる事實的根據を與へるのである。之は現在資源調査法令に依り調査を實施してゐる所である。

内務省擔任調査事項に付見るならば、資源調査令第三條別表に規定されるところであつて、自動車及び自動自轉車、諸車、港灣、港灣出入船舶及貨物、國道、府縣道及び自動車專用道路、上水道、警察、消防醫療（病院、細菌學的豫防治療品々目別年產額、醫療關係者）無料職業紹介所、其の省所屬の工場であるが、なほ同令第六條の規定に基き隨時特別調査が實施されるのである。之等の調査は内務省自ら行ふの外廳府縣が主體となつて之に當り、市町村、個人も亦之に協力して初めて其の完璧が期

し得られるのである。

二、總動員計畫は平時に於て總動員の爲に設定する計畫であつて、資源別計畫と資源外計畫とに區分される。

資源別計畫に於ては重要資源に付ての配當方策及び不足資源の補填方策並に配當補填に伴ひ必要とする事項に付編成、利用、管理等の管制方策が設定されるのである。資源外計畫は管制方策に關しての計畫である。

内務省の擔任に屬すべき計畫事項は内務省總動員機關の組織、戰時警備、外諜防止、情報宣傳の統制、戰時地方行財政の確立、港灣道路の擴充整備、國民保健施設、醫療資源の確保、醫療組織の改編、戰時防疫、戰時勞務者の需給統制、職工、鑄夫の教育養成、戰時勞働條件の規正、勞働爭議の豫防取締、國民勞務制、國民登錄制、都市計畫、市街地建築物、空襲非常事態に對する國民防衛並に之等の計畫實施に伴ひ必要とする諸法令の改廢又は制定準備立案等であつて、殆んど内務行政の全般に亘るのである。

三、資源の保育其の他の施設

資源の保育其の他の施設は資源の調査又は總動員計畫の進捗に伴ひ、平時より之を實施するの必要あるものに付行はれるのである。例之情報宣傳の平和的部面に於ける活動、國民保健施設、醫療品の確保、港灣道路の整備、技術職員の養成、都市計畫、市街地建築物、防空資財の整備、國民防空訓練等は平時より對戰準備の見地に於て之が施設が講ぜらるゝに非ざれば到底國力戰に於ける國防目的は達成し得ないのである。この平時に於ける總動員計畫の要請する保育施設は單に戰争のみを對象とするものなりと謂ふよりは、平時の國民生活と戰時のそれとの間に生ずべき摩擦を緩和するばかりでなく此の保育其の他の施設は畢竟國力の涵養に外ならないのであり、國民生活を向上するの關係にある積極的な意義を有するのである。内務省に於て實施される國民保健施設の擴充、醫藥品の保育助長、職業紹介制度の改善、職業分析の實施、技術職工の養成、港灣施設の擴充、產業道路の整備等は總動員準備の要請を平時施設に調和綜合して資源の圓満

なる育成を圖り以て國民生活を増進するものであるとして過言ではない。

斯くの如くして總動員準備を完了し、戰時に際し、此の計畫の下に、其の實施の重複杆格を避け克く統一徹底を期し以て圓滑迅速なる總動員實施が行はれるのである。

第五 總動員準備に關する事務手續

總動員準備に關する事務手續は、内閣（資源局）と内務省の間の手續と内務省部内に於ける手續とである。前者は閣議決定の「總動員計畫設定處務要綱」に於て、後者は「内務省總動員計畫設定處務規程」に於て規定されてゐることであつて、その概要是左の通りである。

一、内務省と資源局との關係

總動員準備に關する手續は、昭和四年六月資源局の立案に依り閣議に於て決定せられた「總動員計畫設定處務要綱」に於て規定されてゐる。之に依れば内務省は閣議に於て決定せる一般方針に基き、擔當に屬する資源に付之を調査報告し、擔任に屬する事項に付き閣議の決定を經

べき計畫綱領案の資料として擔任に屬する事項に關し綱領案を作成提出し、當該綱領が閣議の決定を経たるときは之に基いて内務省總動員計畫を設定することになるのである。

二、内務省總動員準備處務手續

内務省總動員計畫設定に關しては、その一般方針は、大臣官房文書課長内務大臣の命を承け之を所管局課長に通知し、局課長は之の一般方針に基き各所管に應じ資源調査、總動員計畫綱領案の作成及び計畫の立案其の他の事項の決定を了し文書課長に送付し、審査又は協議を行ひ、大臣の決裁を経たる上、文書課長之を内閣總理大臣に報告の手續を取るのである。

三、内務省と廳府縣との關係

内務省總動員計畫に關し廳府縣長官は資源の調査竝に廳府縣總動員計畫を設定し、内務大臣に報告することになつてゐるが之に關しては法令に規定あるものゝ外は其の都度内務大臣より指示することになつてゐる。